

伊那市 学校生活における食物アレルギー対応の基本方針 概要版

年 月

伊那市教育委員会

学校生活における児童生徒等への対応の基本

～管理職の指揮のもと、学校全体で取り組む～

対応の 3 つの柱

- ①食物アレルギーを有する児童生徒等の正確な情報の把握と共有
- ②学校全体で行う日常の取組と事故予防
- ③緊急時対応



すべての児童生徒が安心して学校生活を送るために、食物アレルギーに関する調査や主治医の診断による必要書類の提出をお願いしています。

1. 学校給食
2. 食物・食材を扱う授業・活動
3. 運動（体育・部活動等）
4. 校外活動（宿泊行事など含む）

ご提出くださいました書類はこんなところで使用されます！

《注意事項》

1. 安全性を最優先にした考え方として、国が勧める『部分除去はせず、完全除去を基本とした対応』を行っています。学校における初発のアレルギー発症が多いことから、自宅では必要最低限の除去、学校では完全除去が望ましい対応と考えられています。

例) 牛乳アレルギーによる学校給食での対応

- (1) 完全除去
- (2) 完全解除：他の児童生徒と同じように全ての牛乳・乳製品を提供する

2. 学校給食において次に該当する場合は、安全な対応が困難であり、安全性を考慮して弁当持参対応を検討します。

- (1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合
 - a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
 - b) 加工食品の原材料の欄外表記の表示がある場合についても除去指示がある。
 - c) 多品目の食物除去が必要
 - d) 食器や調理器具の共用ができない
 - e) 油の共用ができない
 - f) その他上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況
- (2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

弁当持参対応等についての給食費の取り扱い

給食費は、主食（ごはん・麺・パン）、飲用牛乳については、除去による給食費の返金を行います。また、多品目の除去食が必要な場合など、その日の給食を全て食べない場合（弁当持参対応等）は、1食分の給食費を返金いたします。